

国土交通省防災業務計画書の修正案

第1編 総則

第1章 計画の目的及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「災対法」という。）第36条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号以下「大震法」という。）第6条第1項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、国土交通省の所掌事務について、防災に関しとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって民生の安定、国土の保全、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、必要に応じて修正を加えてゆくものとする。

第2章 防災対策の基本方針

第3章 防災に関する組織・体制

第1節 国土交通省防災会議

第2節 国土交通省地震災害警戒本部等

第3節 国土交通省非常災害対策本部及び国土交通省緊急災害対策本部等

第4節 国土交通省災害対策連絡調整会議

国土交通省の災害対策等の推進について、機動的に各局間の連絡調整を行うため国土交通省に国土交通省災害対策連絡調整会議を開く。

国土交通省災害対策連絡調整会議の組織および運営に関する事項については、別に定める国土交通省災害対策連絡会議設置要領によるものとする。

第5節 緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局（航空交通管制部を除く。）に緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）を設置する。

緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

第6節 施設等機関及び地方支分部局の防災業務計画

施設等機関及び地方支分部局の長は、防災基本計画及びこの計画に基づき、その所掌事務に関し必要に応じて防災業務計画を作成するとともに、毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

施設等機関及び地方支分部局の長は、防災業務計画を作成又は修正したときは、速やかにこれを国土交通大臣に報告しなければならない。

第2編 震災対策編

第1章 災害予防

第1節 震災対策の推進

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

第2 通信手段等の整備

第3 関係機関との連携

第4 応急復旧体制等の整備

大規模災害発生時における地方支分部局間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、マニュアルを整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局(航空交通管制部を除く。)は、大規模自然災害の発生時に緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するものとする。

- 第5 緊急輸送の実施体制の整備
- 第6 代替輸送の実施体制の整備
- 第7 二次災害の防止体制の整備
- 第8 後方支援体制の整備
- 第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進
- 第4節 防災教育等の実施
- 第5節 防災訓練
- 第6節 再発防止対策の実施
- 第2章 災害応急対策
 - 第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - 第2節 活動体制の確立
 - 第3節 政府本部への対応等
 - 第4節 災害発生直後の施設の緊急点検
 - 第5節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - 第6節 災害発生時における応急工事等の実施
 - 第7節 災害発生時における交通の確保等
 - 第8節 緊急輸送
 - 第9節 代替輸送
 - 第10節 二次災害の防止対策
 - 第11節 ライフライン施設の応急復旧
 - 第12節 地方公共団体等への支援

地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

- 第1 情報収集、人員の派遣、資機材の提供等

本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局(航空交通管制部を除く。)は、必要に応じて、緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を実施するものとする。

地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、監督測量船、衛星通信車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行(航)状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

- 第2 避難活動
- 第3 応急仮設住宅の建築支援等
- 第4 飲料水の確保、支援等
- 第5 消防活動への支援

- 第13節 被災者・被災事業者に対する措置
- 第14節 災害発生時における広報
- 第15節 自発的支援への対応
- 第3章 災害復旧・復興
- 第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画
- 第5章 東南海・南海地震防災対策推進計画
- 第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第3編 風水害対策編

第1章 災害予防

- 第1節 風水害対策の推進
- 第2節 危機管理体制の整備
 - 第1 情報の収集・連絡体制の整備
 - 第2 通信手段等の整備
 - 第3 関係機関との連携
 - 第4 応急復旧体制等の整備

大規模災害発生時における地方支分部局間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、マニュアルを整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局(航空交通管制部を除く。)は、大規模自然災害の発生時に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するものとする。

- 第5 緊急輸送の実施体制の整備
- 第6 代替輸送の実施体制の整備
- 第7 二次災害の防止体制の整備
- 第8 後方支援体制の整備
- 第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進
- 第4節 防災教育等の実施
- 第5節 防災訓練
- 第6節 再発防止対策の実施

第2章 災害応急対策

- 第1節 災害発生直前の対策
- 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- 第3節 活動体制の確立
- 第4節 政府本部への対応等
- 第5節 災害発生直後の施設の緊急点検
- 第6節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- 第7節 災害発生時における応急工事等の実施
- 第8節 災害発生時における交通の確保等
- 第9節 緊急輸送
- 第10節 代替輸送
- 第11節 二次災害の防止対策
- 第12節 ライフライン施設の応急復旧
- 第13節 地方公共団体等への支援

地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

- 第1 情報収集、人員の派遣、資機材の提供等

本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局(航空交通管制部を除く。)は、必要に応じて、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公

共同体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を実施するものとする。

地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、監督測量船、衛星通信車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

第2 避難活動

第3 応急仮設住宅の建築支援等

第4 飲料水の確保、支援等

第14節 被災者・被災事業者に対する措置

第15節 災害発生時における広報

第16節 自発的支援への対応

第3章 災害復旧・復興

第4編 火山災害対策編

第1章 災害予防

第1節 火山災害対策の推進

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

第2 通信手段等の整備

第3 関係機関との連携

第4 応急復旧体制等の整備

大規模災害発生時における地方支分部局間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、マニュアルを整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局(航空交通管制部を除く。)は、大規模自然模災害の発生時に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が迅速に活動できるように、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するものとする。

第5 緊急輸送の実施体制の整備

第6 代替輸送の実施体制の整備

第7 二次災害の防止体制の整備

第8 後方支援体制の整備

第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進

第4節 防災教育等の実施

第5節 防災訓練

第6節 再発防止対策の実施

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第3節 活動体制の確立

第4節 政府本部への対応等

第5節 災害発生直後の施設の緊急点検

- 第6節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- 第7節 災害発生時における応急工事等の実施
- 第8節 災害発生時における交通の確保等
- 第9節 緊急輸送
- 第10節 代替輸送
- 第11節 二次災害の防止対策
- 第12節 ライフライン施設の応急復旧
- 第13節 地方公共団体等への支援

地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生
の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、人員の派遣、資機材の提供等

本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局(航空交通管制部を除く。)は、
必要に応じて、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公
共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早
期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を実施するものとする。

地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、監督測量船、衛星通信
車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情
報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行(航)状況等の応急
対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団
体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要
請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共
団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門
家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

第2 避難活動

第3 応急仮設住宅の建築支援等

第4 飲料水の確保、支援等

第14節 被災者・被災事業者に対する措置

第15節 災害発生時における広報

第16節 自発的支援への対応

第3章 災害復旧・復興

第5編 雪害対策編

第1章 災害予防

第1節 雪害対策の推進

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

第2 通信手段等の整備

第3 関係機関との連携

第4 応急復旧体制等の整備

大規模災害発生時における地方支分部局間の支援や被災地方公共団体に対する
技術的な支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、マニユ
アルを整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局(航空交通管制部を除く。)は、
大規模自然災害の発生時に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が迅速に活
動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するものとし
る。

第5 緊急輸送の実施体制の整備

- 第6 代替輸送の実施体制の整備
- 第7 二次災害の防止体制の整備
- 第8 後方支援体制の整備
- 第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進
- 第4節 防災教育等の実施
- 第5節 防災訓練
- 第6節 再発防止対策の実施
- 第2章 災害応急対策
 - 第1節 災害発生直前の対策
 - 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - 第3節 活動体制の確立
 - 第4節 政府本部への対応等
 - 第5節 災害発生直後の施設の緊急点検
 - 第6節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - 第7節 災害発生時における応急工事等の実施
 - 第8節 災害発生時における交通の確保等
 - 第9節 緊急輸送
 - 第10節 代替輸送
 - 第11節 二次災害の防止対策
 - 第12節 ライフライン施設の応急復旧
 - 第13節 地方公共団体等への支援

地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生
の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

 - 第1 情報収集、人員の派遣、資機材の提供等

本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局(航空交通管制部を除く。)は、
必要に応じて、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公
共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早
期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を実施するものとする。

地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、監督測量船、衛星通信
車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情
報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行(航)状況等の応急
対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団
体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要
請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共
団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門
家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。
 - 第2 避難活動
 - 第3 応急仮設住宅の建築支援等
 - 第14節 被災者・被災事業者に対する措置
 - 第15節 災害発生時における広報
 - 第16節 自発的支援への対応
- 第3章 災害復旧

第6編 海上災害対策編
第7編 航空災害対策編
第8編 鉄道災害対策編
第9編 道路災害対策編

- 第 10 編 原子力災害対策編**
- 第 11 編 河川水質事故災害対策編**
- 第 12 編 港湾危険物等災害対策編**
- 第 13 編 大規模火事等災害対策編**
- 第 14 編 その他の災害に共通する対策編**
- 第 15 編 地域防災計画の作成の基準**